

次期生物多様性国家戦略の策定に向けた基本的な考え方（論点）

1. 次期生物多様性国家戦略の策定方針（全体）

（1）基本的な考え方

- ・ 生物多様性の損失は気候変動とも並ぶ地球規模での重要課題であり、また、気候変動対策を含む様々な社会課題の解決に自然を活用した解決策（Nature-based Solutions）が重視される背景からも、生物多様性の損失を止め回復軌道に乗せることへの要求が高まっている。これらへの対応に必要とされている、今日まで積み重ねてきた自然保護の努力に加えて、社会経済活動への生物多様性の主流化に関する行動を示すものとしたい。
- ・ 次期生物多様性国家戦略の基本的な性格として、以下の3つの観点に対応する。
 - －世界的な状況への対応（ポスト 2020 生物多様性枠組等への対応）
 - －世界と日本のつながりの中にある課題への対応（例：海外に依存する資源の持続可能性の確保）
 - －日本の生物多様性の状況やその背景にある社会経済状況への対応
- ・ 上記に対応するため、2050 年「自然との共生」からのバックキャストिंगで 2030 年までに取り組む目標や行動を示す。
- ・ 目標達成に向けて必要な行動（従前の自然保護のみならず、気候変動や循環経済との連携・貢献や、社会経済活動への働きかけを含む）をわかりやすく提示するため、
 - －適切な指標を設定する
 - －戦略全体の構造と分量を見直す
- ・ 目標の達成に向けて、目標の達成状況を中間段階で評価し、その結果を踏まえた努力量の追加など行う。

（2）検討の進め方

- ・ 「次期生物多様性国家戦略研究会報告書」を基礎に検討を進める。

2. 次期生物多様性国家戦略の策定に向けた主な論点（案）

（1）背景

- ・ 次期生物多様性国家戦略を策定する背景としては、ポスト 2020 生物多様性枠組、SDGs、COVID-19、気候危機、人口減少が考えられるが、その他に取り上げるべき事項はあるか。
- （参考：生物多様性国家戦略 2012-2020 では、愛知目標の採択と東日本大震災を背景として策定。）

(2) 生物多様性の現状と課題

- ・ 次期生物多様性国家戦略の基礎となる現状と課題を抽出する情報として、以下の報告書等が考えられるが、その他に取り上げるべき報告書等はあるか。
 - －国際的な情報
IPBESによる報告書（地球規模評価報告書他）、IPBES・IPCC 合同ワークショップ報告書、WEF グローバルリスク報告書、ダスグプタレビュー、ランセット報告書、ポスト 2020 生物多様性枠組
 - －国内的な情報
自然環境保全基礎調査、「生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021（JB03）」、「社会・生態システムの統合化による自然資本・生態系サービスの予測評価（S-15）」
- ・ 我が国の生物多様性の危機については、生物多様性国家戦略 2012-2020 に示されている「第 1～4 の危機※」に加えて、新たに加えるべき危機の要素はあるか。
 - ※第 1 の危機：開発など人間活動による危機
 - 第 2 の危機：自然に対する働きかけの縮小による危機
 - 第 3 の危機：人間により持ち込まれたものによる危機
 - 第 4 の危機：地球環境の変化による危機

(3) 本戦略の目指す姿・長期/短期目標

- ・ 生物多様性国家戦略 2012-2020 策定後の約 10 年間の自然環境や社会経済情勢の変化を踏まえ、目指すべき自然共生社会の要素として、特に加えるべき要素はあるか。
- ・ 長期目標及び短期目標は、生物多様性国家戦略 2012-2020 と同様に世界目標（ポスト 2020 生物多様性枠組）を踏まえて設定することでよいか。（資料 1-2 4 ページ参照）
 - －長期目標は 2002 年以降国家戦略の中で掲げてきた目指す姿であり、かつポスト 2020 生物多様性枠組案の 2050 ビジョンにも掲げられている「自然との共生」を踏襲することでよいか。特に加えるべき要素はあるか。
 - －短期目標は G7・2030 自然協約に示され、ポスト 2020 生物多様性枠組案のミッションに掲げられている「生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる」でよいか。特に加えるべき要素はあるか。

(4) 2030 年に向けた取組の柱や国内目標（target）

- ・ 次期生物多様性国家戦略研究会報告書では、2030 年までに既存の自然環境保全の取組に加えて特に取り組むべきと考えられるものとして
「自然共生社会構築の基盤としての生態系の健全性の回復」
「人口減少社会・気候変動等に対応する自然を活用した社会的課題解決」

「ビジネスと生物多様性との好循環、そしてライフスタイルへの反映」の3つのポイントを示している（資料 1-3 1 ページ参照）。2030 年に向けた取組の柱として、これらに変更、又は追加すべき事項はあるか。

- ・ 生物多様性国家戦略 2012-2020 では、20 の愛知目標を 13 の国別目標に整理して国内目標として設定した（資料 1-2 5 ページ参照）。次期生物多様性国家戦略においてもポスト 2020 生物多様性枠組を踏まえつつ、「国内目標」を設定する考え。その際「国内目標」として設定の方法や設定すべき事項、国内目標（数値目標を含む）に位置付ける指標として留意すべきものはあるか。

（5）本戦略の効果的な実施に向けた方策や仕組み

- ・ 愛知目標での教訓を踏まえて実施の強化が重視されている。この中には、実施状況のモニタリング・評価、そしてこれらを踏まえた努力の強化、更には実施主体の巻き込みも含まれている。次期生物多様性国家戦略の実施に向けた基本的考え方として、特に留意すべき事項はあるか。
- ・ 次期生物多様性国家戦略研究会報告書では、上述の3つのポイントを支える「生物多様性国家戦略の構成・実施体制の改善」として、
 - 「構造の明確化」
 - 「施策間のシナジーを生む方策」
 - 「様々な主体の参画促進に向けた目標・指標の設定」
 - 「様々な主体の取組・努力を集積・可視化する仕組みの構築」
 - 「モニタリング・評価および施策への反映」
 - 「目標と指標の例示」
 - 「上述の取組を促進する制度的根拠や必要とされる資源の拡充」を掲げている。

次期生物多様性国家戦略の効果的な実施に向けた方策や仕組みとして、これらに変更、又は追加すべき事項はあるか。

- ・ 生物多様性国家戦略 2012-2020 の実施状況の点検結果（2021 年 1 月）では「評価手法を含む国家戦略の構造等の改善」を指摘しており、次期生物多様性国家戦略研究会報告書においても上述の通り「構造の明確化」を掲げている。

こうした指摘を踏まえて次期生物多様性国家戦略では、目標から行動（施策）までのつながりを分かり易くするために、第 1 部として長期目標/短期目標・基本戦略・国別目標に該当する項目をまとめ、第 2 部にこれらの項目に沿った形での具体的施策を掲げることも考えられる（後述）が、特に留意すべき事項はあるか。

（参考：生物多様性国家戦略 2012-2020 では、長期目標/短期目標と基本戦略は第 1 部に、国別目標は第 2 部に掲載し、具体的施策はこれらの基本戦略や国別目標とは異なる整理の下で第 3 部に掲載されている。）

(6) 行動計画

- ・ 生物多様性国家戦略 2012-2020 では、「第3部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画」として、「第1章 国土空間的施策」、「第2章 横断的・基盤的施策」、「第3章 東日本大震災からの復興・再生」の下に、関係省庁の約700施策が掲げられている。次期生物多様性国家戦略の行動計画としては、構造全体を分かり易く目標と施策の繋がりを明確にする観点から「2030年に向けた取組の柱」や「国内目標」の下に施策を位置づけることが考えられるが、特に留意すべき事項、又は特に重視すべき施策はあるか。

3. 30by30 ロードマップについて

(1) 30by30 ロードマップとは

- ・ 30by30 とは、生物多様性条約 COP15 で決定されるポスト 2020 生物多様性枠組案の主要な目標として検討されている、2030 年までに陸域の 30%と海域の 30%の保全を目指す目標。
- ・ 2021 年 6 月に英国で開催された G7 サミットにおいて、「G7・2030 年自然協約 (G7 2030 Nature Compact)」が合意され、我が国も含む G7 各国は、(ポスト 2020 生物多様性枠組に先駆け) 2030 年までに生物多様性の損失を食い止め、反転させるという目標達成に向け、自国の陸域・海域の少なくとも 30%を保全・保護することを既に約束している。
- ・ 環境省では、30by30 を国内で進めていくためのロードマップ作成に向けた基本コンセプトを 2021 年 8 月に公表 (第 44 回中央環境審議会自然環境部会と同日に公表) した。今後ロードマップを策定し、COP15 第二部 (2022 年 4～5 月) において発信する予定。
- ・ 30by30 ロードマップは、2030 年に 30%以上の保護・保全とそれに至るプロセスやイメージを描くものとしていく。
- ・ 具体的には、保護地域 (国立公園等) の更なる拡充・管理に加え、保護地域以外の場所で生物多様性保全に貢献する場所 (OECM : Other Effective area-based Conservation Measures) の認定 (社寺林、企業有林、企業緑地、里地里山等)、OECM の創出・維持管理の取組 (自然再生、外来種対策、鳥獣対策、希少種保護、都市緑地、有機農業等)、地域、企業、一人ひとりの取組 (投資、地産地消、活動への参加・支援、賢い消費行動、森里川海等)、さらには支える情報・技術的基盤 (生物多様性の重要な場所の見える化、効果的な取組提示 (自然再生技術マニュアル等)) 等の施策・取組や、各主体の役割、達成に向けたスケジュールイメージを描く。
- ・ これにより健全な生態系を確保・回復し、これを基礎とする自然を活用した解決策 (NbS) を進め気候変動対策や循環経済に貢献するとともに、豊かな暮らしと心身の健康を守る社会を構築し、次世代へと継承する道筋を描きたい。
- ・ 30by30 ロードマップの要素は、次期生物多様性国家戦略に重要な要素として組み込み、2030 年に向けた取組の柱とする。また次期生物多様性国家戦略の付属資料とする方針。

(2) 30by30 ロードマップ基本コンセプト (8月27日公表)

2021年G7サミットで約束
2030年までに国土の30%以上を
自然環境エリアとして保全

- 30 by 30 -

- 保護地域 (国立公園等) の更なる**拡充**・管理
- 保護地域**以外**の場所で生物多様性保全に貢献する場所 (OECM) の**認定**
 (社寺林、企業有林、企業緑地、里地里山等)

OECM認定により期待される効果

 脱炭素 CO2の吸収・固定、 防災減災に寄与する 自然の再生	 循環経済 プラ代替のバイオマス 資源の持続的な生産	 農山村 鳥獣被害の防止や、 恵み豊かな里山の 維持
 食 地元の安全安心な 食べ物の生産	 健康 免疫力高め、健康な 生活を支える身近な 自然とふれあう	 いやし 疲れを癒し、充実 した余暇を楽しみ、 心を潤す

OECM : Other Effective area-based Conservation Measures

次期世界目標
ポスト2020生物多様性枠組の決定に先駆けて
30by30ロードマップを策定

- 生物多様性条約COP15に向けた国際的な議論を牽引
- 地域、企業そして一人ひとりの力を結集し、国内での取組を加速
 - ・OECMの創出・維持管理の取組 (自然再生、外来種対策、鳥獣対策、希少種保護、都市緑地、有機農業等)
 - ・地域、企業、一人ひとりの取組 (投資、地産地消、活動への参加・支援、賢い消費行動、森里川海等)

今後の取組

2021	2022	2023	2030
<ul style="list-style-type: none"> ・OECMを国が認定する仕組みを検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・30by30ロードマップ公表 (COP15) ・試行的な認定スタート ・重要な場所の見える化 	<ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも100地域以上で認定 ・効果的な取組提示 (自然再生技術マニュアル等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・中間見直し (2026~27年頃)
陸域 : 20.5% 海域 : 13.3%			陸域 : 30% 海域 : 30%

(3) ロードマップの検討

①検討の進め方

政府部内で検討を進め、その状況の本委員会にも報告する。

②スケジュール（案）

2021年

(11月26日 小委員会（第1回）：

30by30ロードマップ策定に向けた流れや概要説明)

2022年

1月頃：30by30ロードマップ（素案）（1月19日 小委員会（第3回））

3月頃：30by30ロードマップ（案）（3月22日 小委員会（第4回））

（生物多様性国家戦略関係省庁間です承）

3月末日途 30by30ロードマップの公表

4月25日～5月8日（COP15第二部）：30by30ロードマップの国際発信

…

秋頃：次期生物多様性国家戦略に組み込み